

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

○福島県議会基本条例

目次

条 例

○地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

条 例

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例及び福島県議会基本条例をここに公布する。

平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第六十五号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(県議会の議員の報酬等に関する条例の一部改正)

第一条 県議会の議員の報酬等に関する条例(昭和二十二年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

第一条の見出しを「(議員報酬等)」に改め、同条第一項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第二条(見出しを含む。)中「報酬額」を「議員報酬額」に改める。

第三条(見出しを含む。)、第四条(見出しを含む。)、第五条第二項及び第六条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第一中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(福島県特別職給与審議会条例の一部改正)

第二条 福島県特別職給与審議会条例(昭和三十九年福島県条例第一百十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

(県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第三条 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年福島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「県議会の議員の報酬等に関する条例」を「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(福島県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第四条 福島県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

(福島県議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

第五条 福島県議会の議員の報酬の特例に関する条例(平成十九年福島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

本則中「報酬月額」を「議員報酬月額」に、「県議会の議員の報酬等に関する条例」を「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に、「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

(県議会の議員に係る補償基礎額の経過措置)

2 第三条の規定による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五号第一号の規定は、この条例の施行の日の属する月(以下「施行月」という。)以後に県議会の議員の負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した場合又は診断によつて疾病の発生が確定した場合について適用し、施行月前に当該事故が発生した場合又は当該疾病の発生が確定した場合には、なお従前の例による。

(人事課)

福島県条例第六十六号

福島県議会基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 議会の機能(第三条・第七条)

第三章 議会運営の原則(第八条・第十一条)

第四章 議会活動の原則(第十二条・第十三条)

第五章 県民との関係(第十四条・第十六条)

第六条 議員の倫理（第十七条）

附則

明治十一年六月、本県の先人たちは、公選議会を実現し政治に民意を反映することが、本県のみならず国家国民の幸福であるとの崇高な理念を深く自覚し、全国に先駆けて本県独自の民会規則による県会を開設し、県民のため公平な議論を尽くし、その責任を果たすため精励することを誓った。以来、福島県議会は百三十年の歴史を有し、この間、先人たちは幾多の困難を乗り越え、県民生活の向上及び県勢の伸展のために大きな役割を果たしてきた。

時代は今、地方分権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

よって、本県議会（以下「議会」という。）は、県民を代表する機関として県民の負託にこたえるため、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、地方分権の進展に対応して自らの改革に取り組み、真の地方自治の実現を目指すことを誓う。

また、議会が知事との関係における監視機能を厳格に果たしていくという決意を表明するとともに、果たすべき役割及び責務の重さを深く自覚し、知事と議会との互いに異なる特性を生かしつつ、緊張関係を保持しながら、県民生活の向上及び県勢の伸展のために全力を尽くすことを誓う。

そしてここに、県会開設からの先人たちの高い志を受け継ぎ、新たな時代の礎とするため、議会の基本となる条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、議会における最高規範として、議会の基本理念及びその実現を図るための基本となる議会の機能、議会運営の原則、議員活動の原則等を明らかにし、議会が県民の負託にこたえ、もって県民生活の向上、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 議会は、県民を代表する県政における最高議決機関として県民意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第二章 議会の機能

（議決）

第三条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（政策立案及び政策提言）

第四条 議会は、議員提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

（監視及び評価）

第五条 議会は、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。

（調査）

第六条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。

（知事等との関係）

第七条 議会は、二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない。

第三章 議会運営の原則

（運営の原則）

第八条 議会は、県民に開かれた運営を行わなければならない。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

3 議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用を努めるものとする。

4 議会は、地方分権の進展に対応し、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

（委員会）

第九条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 特別委員会は、県政の課題に対応して特に必要がある場合に柔軟に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

（検討組織の設置）

第十条 議会は、本会議及び委員会の審議等によるほか、県政の課題及び議会運営に關して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を柔軟に設置し、審査、調査、協議等を行うものとする。

（会派）

第十一条 議員は、議会の機能を遂行する活動（以下「議会活動」という。）を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、公正かつ活発な議会運営に資するため、会派間での積極的な討議及び調整に努めるものとする。

3 会派は、県政に関する県民意思の把握に努めるものとする。

4 会派は、県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めるものとする。

5 会派は、積極的に研修等を行い、所属議員の議会活動に必要な見識を高めるよう努めるものとする。

第四章 議員活動の原則

(議員の職責)

第十二条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、県民の負託にこたえる職責を有する。

2 議員は、議会の構成員として議会活動を担う職責を有する。

(議員活動)

第十三条 議員は、それぞれが県民の直接選挙により選出されているという高い独立性の下、自らの職責を果たすため、次に掲げる議員活動を自律的かつ日常的に行うものとする。

一 県政に関する県民意思の把握に努めること

二 県政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること

三 議会活動に必要な見識を高めるため、研修への参加その他の自己研さんに努めること

第五章 県民との関係

(県民意思の反映)

第十四条 議会は、県民意思を把握し、県政に反映させなければならない。

2 議会は、委員会における公聴会の開催、参考人の招致等県民意思を反映する制度の積極的な活用を努めるものとする。

(県民への説明責務)

第十五条 議会は、その諸活動を県民に対し説明する責務を負うものとする。

(広報広聴)

第十六条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

2 会派及び議員は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報広聴に努めるものとする。

第六章 議員の倫理

(議員の倫理)

第十七条 議員は、県民の厳粛な負託により、県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民の代表として公正性及び高潔性を保持しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(政務調査課)